

# ○個人情報の開示の実施方法及び手数料に関する規程

(平成 17 年 3 月 31 日規程第 9 号)

改正 平成 17 年 8 月 1 日 規程第 4 号  
平成 20 年 3 月 31 日 規程第 9 号  
平成 24 年 3 月 30 日 規程第 7 号  
平成 27 年 3 月 31 日 規程第 9 号  
平成 27 年 12 月 24 日 規程第 47 号  
平成 30 年 6 月 29 日 規程第 26 号

(目的)

**第 1 条** この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「保護法」という。）第 24 条（開示の実施）及び第 26 条（手数料）及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づき独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）が保有する個人情報の開示の実施等について必要な事項を定め、情報公開に係る開示手続の円滑な実施を図ることを目的とする。

(個人情報窓口)

**第 2 条** 個人情報の開示及び訂正、苦情の相談等の受付等の事務を行う窓口は、総務部とする。

(開示の申出)

**第 3 条** 個人情報の開示を請求する者は、所定の書面に、次に掲げる事項を記載しなければならない。また、開示請求者が特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を求めているか否かの意思確認を行うこととする。

- 一 開示の申出の年月日
- 二 開示の申出をする者の氏名、住所、連絡先電話番号
- 三 開示の申出に係る個人情報ファイルの名称
- 四 開示の申出に係るファイル記録項目
- 五 処理情報の本人の氏名、生年月日及び性別
- 六 氏名、生年月日及び性別のみでは処理情報の本人を検索することが困難である個人情報ファイルにあつては、処理情報の本人の検索に資するためのものとして指定する符号又は記述

(処理情報の本人であることの確認に必要な手続等)

**第 4 条** 開示の申出をするにあたり、次に掲げる書類のいずれかを提示し、当該開示申出者が処理情報の本人であることが確認できなければならない。

- 一 運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）、外国人登録証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類

※住民基本台帳カードは、平成 27 年政令第 301 号附則第 9 条により、次に掲げる時まで、個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能である。

旧住民基本台帳法第 30 条の 44 第 9 項の規定により住民基本台帳カードの有効期限が満了した場合等においてもその効力を失う時又は番号法に基づき個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時期

- 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、当該開示申出者が処理情報の本人であることを確認するため機構が適当と認める書類
- 三 個人番号及び特定個人情報の取扱いに関し、提供の求めの制限（番号法第 15 条）、提供の制限（番号法第 19 条）、収集等の制限（番号法第 20 条）の制限が規定されていることから、誤って個人番号を収集等することのないよう、個人番号の取扱いには十分注意すること。
- 四 やむを得ず、個人番号が記録された本人確認書類の原本又は複写物を保管する必要がある場合、個人番号が容易に判明しない措置を必ず講じ、これを保管する必要がある場合、本人確認をした後に裁断又は溶解を行うこととする。

（法定代理人又は番号法に基づく任意代理人。以下「任意代理人」という。）による開示の申出）

**第 5 条** 当該処理情報の本人が未成年者又は成年後被後見人である場合、法定代理人（※又は任意代理人）が本人に代わって開示の申出を行うことができる。

上記の※部分は特定個人情報に係る開示の申出に限る。

（法定代理人又は任意代理人による開示の申出に必要な書類等）

**第 6 条** 法定代理人又は任意代理人が開示の申出をする場合にあっては、その資格を証明する書類を提出しなければならない。

- 2 法定代理人の資格を証明する書類として、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記証明書等
- 3 任意代理人の資格を証明する書類として、委任状  
※委任状は委任者の実印を押印した上で印鑑登録証明書の添付  
又は、委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対して一に限り発行される書類の複写物の添付を求めること。
- 4 開示の申出をした法定代理人又は委任代理人は、開示又は不開示の通知の前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出なければならない。

（法定代理人又は任意代理人であることの確認に必要な手続等）

**第 7 条** 法定代理人、又は任意代理人が開示の申出をするにあたりにあたり、次に掲げる書類のいずれかを提示し、当該開示申出者が法定代理人の本人又は任意代理人であることが確認できなければならない

- 一 運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）、外国人登録証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類

※住民基本台帳カードは、平成 27 年政令第 301 号附則第 9 条により、次に掲げる時まで、個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能である。

旧住民基本台帳法第 30 条の 44 第 9 項の規定により住民基本台帳カードの有効期限が満了した場合等においてもその効力を失う時又は番号法に基づき個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時期

- 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、当該開示申出者が人違いでないことを確認するため機構が適当と認める書類

(個人情報の開示の実施の方法)

**第8条** 個人情報の開示方法は、当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさに複写したものとする。

2 書面の送付を請求している場合においては、次に掲げる書類のいずれかであって住所が記載されているもの、住民票の写し若しくは住民票に記載をした事項に関する証明書（住所が記載されているものに限る。）又はこれらの書類を複写機により複写したものにより当該開示申出者の住所が真正であることを確認した上、当該住所に送付することをもって足りる。

3 紙に印刷が不可能な電磁情報の開示に関しては、「法人文書の開示の実施方法及び手数料に関する規程」（平成15年規程第14号）第4条に準ずる。

4 特定個人情報の開示請求が行われた場合、保護法第14条各号に定められた不開示情報に該当する部分を除いて開示することとする。

5 特定個人情報の記載のある保有個人情報を開示請求者に送付するに当たっては、発送前の確認を徹底した上で、送付することとする。

(手数料の額等)

**第9条** 個人情報の開示に関わる手数料の額は、1個人情報ファイルにつき処理情報の本人1人当たり1回300円とする。

2 手数料は、開示請求書又は開示の実施、若しくは更なる開示の申出に係る書面とともに現金（郵送によるときは現金書留）又は郵便為替で納付しなければならない。

3 個人情報の開示を受ける者は、手数料のほか郵送料を納付して、個人情報の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

4 開示請求に係る手数料の免除（特定個人情報に係る開示請求に限る。）

経済的困難を理由とする場合の申請による免除：特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除を受けようとする者は、特定個人情報開示請求を提出する際に、併せて添付書類として生活保護法による扶助を受けていることを理由とする場合にあつてはそれを証明する書類を、その他の事実を理由とする場合にあつてはその事実を証明する書類を提出しなければならない。

一 開示の申出の年月日

二 開示の申出をする者の氏名、住所、連絡先電話番号

三 開示の申出に係る個人情報ファイルの名称

四 免除を求める理由（①生活保護法第11条第1項第何号に掲げる扶助であるか、②その他）

## 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年8月1日規程第4号）

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月31日規程第9号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 24 年 3 月 30 日規程第 7 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 27 年 3 月 31 日規程第 9 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 27 年 12 月 24 日規程第 47 号)

この規程は、平成 27 年 12 月 24 日から施行し、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 30 年 6 月 29 日規程第 26 号)

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。